



発行
東京都

目次

58

告示

○東京都看護師等修学資金貸与条例等による返還金の徴収委託……（保健医療局医療政策部医療人材課）……

告示

●東京都告示第五百四十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
弁護士法人ブレインハート法律事務所
千代田区丸の内三丁目四番一号新国際ビル四階
- 二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の内容

東京都看護師等修学資金貸与条例（昭和三十七年東京都条例第二百一十一号）に規定する貸与金及び平成十二年三月三十一日付十一衛医看第千五百八十五号による廃止

前の東京都看護婦二年課程定時制学生生計資金貸付要綱（昭和五十七年六月十八日付五十七衛医看第百二十六号）に規定する貸付金の返還金の徴収

三 指定日

令和八年四月一日

四 委託日

令和八年四月一日

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

